

試験研究と環境対策

新技術・新製品の研究開発や環境汚染など、環境対策への重要性が増しています。税制面でも、これらに対する優遇措置が手当てされています。

試験研究費とは

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる試験研究のために要する費用をいいます。

具体的には、試験研究に要する原材料費・人件費（専門知識をもって専ら試験研究に従事する者）・経費（含 減価償却費）が含まれます。

<税 額 控 除>

1. 資本金が1億円以下の中小企業者の場合
特別控除額 = 適用年度の試験研究費の額 × 10%（総額で法人税額 × 15% が限度）
2. 中小企業者以外の場合
適用年度の試験研究費の額が、比較試験研究費の額、かつ、基準試験研究費の額を超える場合、つぎの特別控除額を法人税額から控除できます。
特別控除額 = (試験研究費の額 - 比較試験研究費の額) × 15%（総額で法人税額 × 12% が限度）
* 比較試験研究費の額：適用年度開始の前日5年以内に開始した各年度のうち試験研究費の額が多い3事業年度の平均額
基準試験研究費の額：適用年度開始の前日2年以内に開始した各年度のうち試験研究費の額が多い事業年度

環境対策費とは

企業の事業活動における環境への負担を減少させることを目的として行う公害発生の防止・抑制・リサイクル・資源の有効利用などに要する費用をいいます。

<特別償却・税額控除>

環境対策費についての税制上の特典は、それらに関係する機械設備を取得した場合の特別償却または税額控除の適用に限定されています。

おもなものはつぎのとおりです。

- 1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合
対象設備：高効率照明装置（光・人体センサーで制御する装置）・太陽光発電設備など
特別償却もしくは税額控除の選択適用
(1) 特別償却 = 取得価額 × 30%
(2) 税額控除 = 取得価額 × 7%（総額で法人税額 × 20% が限度）
- 2) 公害防止用設備を取得した場合
対象設備：汚水処理用設備（水路、貯水池など）・ばい煙処理用設備（煙突など）など
特別償却 = 取得価額（中小企業者以外は取得価額 × 75%） × 16%

お見逃しなく！

1. 中小企業者の場合、税額控除の適用は、試験研究費の増加がなくてもできます。
2. 資本金1億円以下でも中小企業者に該当しない場合があります。
資本金1億円超の大法人に単独で1/2以上、複数で2/3以上の株式を所有されている法人
3. 特定の研究開発にのみ使用する機械装置の取り扱い
1) 会 計 取得時に費用処理
2) 税 務 一時に費用処理した場合、申告上減価償却超過額を加算処理
4. 税額控除の対象となる試験研究費は、所得計算上損金に算入される金額が対象となります。